

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等又は同法第78条第1項の規定による主張書面等（以下この項において「書面等」という。）の写し等の交付	行政不服審査制度 写し等交付手数料	1 書面等を複写機により複写したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 白黒用紙1枚につき 10円 (2) カラー用紙1枚につき 20円	行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等又は同法第78条第1項の規定による主張書面等（以下この項において「書面等」という。）の写し等の交付	行政不服審査制度 写し等交付手数料	1 書面等を複写機により複写したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 白黒用紙1枚につき 10円 (2) カラー用紙1枚につき 20円
		2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 白黒用紙1枚につき 10円 (2) カラー用紙1枚につき 20円 ※1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u>			2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 白黒用紙1枚につき 10円 (2) カラー用紙1枚につき 20円 ※1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u>

		列3番又は A列4番と する。 2 両面に複 写され、又は 出力された 用紙につい ては、片面を 1枚として 手数料の額 を算定する。			列3番又は A列4番と する。 2 両面に複 写され、又は 出力された 用紙につい ては、片面を 1枚として 手数料の額 を算定する。
--	--	---	--	--	---

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。